

2021年3月5日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ ス コ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 相 原 貴 久  
(コード番号: 7698 東証JASDAQ)  
問 合 せ 先 取 締 役 CFO 永 野 泰 敬  
( TEL. 045-811-1302)

### 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年3月5日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所JASDAQスタンダードへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募集株式の数  | 当社普通株式 217,500株  |
| (2) 募集株式の払込金額   | 未定(2021年3月19日の取締役会で決定する。)  |
| (3) 払込期日  | 2021年4月7日(水曜日)   |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項                                  | 増加する資本金の額は、2021年3月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法  | 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社及びマネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。                     |
| (6) 発行価格  | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2021年3月30日に決定する。)   |
| (7) 申込期間  | 2021年3月31日(水曜日)から<br>2021年4月5日(月曜日)まで  |
| (8) 申込株数単位  | 100株   |
| (9) 株式受渡期日  | 2021年4月8日(木曜日)   |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 |  |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。                   |  |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 315,500 株
- (2) 売出人及び売出株式数 神奈川県横浜市泉区  
相原 敏貴 255,000 株  
神奈川県横浜市泉区  
相原 貴久 52,500 株  
神奈川県横浜市泉区  
青木哲也 5,000 株  
神奈川県横浜市港南区  
青木基成 3,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 79,900 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号  
野村証券株式会社 79,900 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 79,900 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2021年5月6日（木曜日）
- (4) 払 込 期 日 2021年5月7日（金曜日）
- (5) 増加する資本金及び資 増加する資本金の額は、2021年3月30日に決定される予定

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- 本準備金に関する事項 の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 217,500 株
- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 315,500 株  
オーバーアロットメントによる売出し 79,900 株  
(※)

(2) 需要の申告期間 2021年3月23日(火曜日)から  
2021年3月29日(月曜日)まで

(3) 価格決定日 2021年3月30日(火曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2021年3月31日(水曜日)から  
2021年4月5日(月曜日)まで

(5) 払込期日 2021年4月7日(水曜日)

(6) 株式受渡期日 2021年4月8日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である株式会社 KAN コーポレーション(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年3月5日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 79,900 株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2021年4月8日から2021年4月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 現在の発行済株式総数      | 1,605,000株      |
| 公募による増加株式数      | 217,500株        |
| 第三者割当増資による増加株式数 | 79,900株 (最大)    |
| 増加後の発行済株式総数     | 1,902,400株 (最大) |

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 345,175 千円 (\*) は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 128,639 千円 (\*) と合わせて、フローズン事業の拡大を見据えた設備投資資金として充当する予定であります。

具体的には、フローズン事業の販売網拡大に伴う配送用トラックの購入資金として、2022年3月期に 227,500 千円、2023年3月期に 150,000 千円を充当する予定であります。

また、残額につきましては、フローズン事業の拡大を見据えた新規物流拠点の開発の資金に充当する方針であります。具体化している事項はありません。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,750 円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要政策の一つであると考えており、業績や将来の事業展開、収益力の向上、財務体質の強化のための内部留保などを総合的に勘案しつつ、安定した配当を継続することを配当政策の基本方針としております。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保の使途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資として投入していくこととしております。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、増配等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

|                          | 2018年3月期   | 2019年3月期     | 2020年3月期     |
|--------------------------|------------|--------------|--------------|
| 1株当たり当期純利益               | 3,894.70円  | 139.07円      | 90.00円       |
| 1株当たり配当額<br>(1株当たり中間配当額) | －円<br>(－円) | 250円<br>(－円) | 250円<br>(－円) |
| 実績配当性向                   | －%         | 12.0%        | 18.5%        |
| 自己資本当期純利益率               | 32.4%      | 13.9%        | 8.1%         |
| 純資産配当率                   | －%         | 1.7%         | 1.5%         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2018年3月期は配当を実施しておりませんので、1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
4. 当社は、2020年11月1日付で株式1株につき15株の株式分割を行っておりますが、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2018年3月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、PwC京都監査法人の監査を受けておりません。

|                          | 2018年3月期   | 2019年3月期       | 2020年3月期       |
|--------------------------|------------|----------------|----------------|
| 1株当たり当期純利益               | 259.65円    | 139.07円        | 90.00円         |
| 1株当たり配当額<br>(1株当たり中間配当額) | －円<br>(－円) | 16.67円<br>(－円) | 16.67円<br>(－円) |

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人である相原敏貴、相原貴久、青木哲也及び青木基成、貸株人である株式会社KANコーポレーション、当社株主であるアイスコ従業員持株会、江崎グリコ株式会社、相原久子、野口みゆき、山本宗男、浅井功、青木洋征、武井賢也、相原大輔、押田淑子、鈴木美恵子、武井幸子、相原志伸、三上和美及び堀内之弘並びに当社新株予約権者である永野泰敬、丸山正人、吉野祥一、岸裕一、田口優次、齊藤大士、佐本博史、高下純次、大野雅也、橋本英二、豊泉実、井上真吾、山屋博幸、坂倉秀雄、杉田一男、向後誠、野澤直人、武藤正成、中田雅明、小沢正治、根本耕次、八木雅史、片岡貴成、竹内啓記、小林太郎、小瀬村健、小船祐也、佐藤裕之、鈴木浩隆、興野智幸、本間薫、小川進吾、磯崎良二、原敦之、宮嶋将広、加藤慎司、槍崎和彰、小畑裕一、鈴木弘人、中川純二、高橋尊人、佐藤匡永、細谷進、松原祐貴、和泉智暁、原真一、勝亦崇

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

敏、赤星優介、柿野聖、秋田憲吾、西川三男、柏木敏郎、伊藤昭夫、津田ひづる、仲野輝夫、高橋健明、小山和也、沼崎幸子、内藤浩司、遠藤吉昭、村尾祥孝、齋藤定志、片倉徳泰、石田俊之、小澤義人、坂口幸助、岡谷亮佐、安住俊彦、田中剛、谷川健太郎、今福正義及び田口なり子は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の 2021 年 7 月 6 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記 2. の引受人の買取引受による株式売出し及び上記 3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2021 年 10 月 4 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記 1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記 3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2021 年 3 月 5 日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。